

平成30年 第9回

苓北町農業委員会総会会議録

岡村会長

皆さん、おはようございます。
強い台風21号が四国から本州に上陸いたしまして、甚大な被害があったようでございます。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。幸い熊本県には被害がなく通過したようでございます。只今事務局からお話がありましたように、先般の第1回農地利用最適化推進大会には、参加をいただきましてありがとうございました。今後の農地利用最適化の推進に参考にして頂きたいと思います。本日の審議をよろしくお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。
本日は小野委員が欠席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、6番の大仁田金次委員さんと1番の塚田修彦委員さんをお願いを致します。
本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成30年9月5日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。
3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。
申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町富岡の畑1筆、面積は、450㎡です。
転用の目的は、貸駐車場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、申請地近くのホテルを賃貸借しているが、ホテル前の駐車場だけでは来客分で埋まってしまい、従業員が駐車するスペースがないため、平成6年頃、新たに駐車場を探していた。申請地はホテルの目の前にあり、宅地や雑種地に囲まれた土地で生産性も低く、町道沿いで利便性も良いため、転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を貸駐車場として転用したい。」ということです。申請地は、4ページから6ページをご覧くださいと思いますが、町道権現山線沿いで、富岡保育園付近になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

岡村会長

はい。本件につきましては、私が担当委員でございますので、現地を確認してまいりました。譲渡人は現在、本渡に在住の方でございます。事務局から説明がありましたように、農用地区域外であって、第2種農地であります。お話を聞きますともう20年ぐらい前から耕作はされていないということございました。そういうことで近くの区長さんからもお話を聞きましたが、同意の印鑑をもらいに来られたとのことでしたので、ここにご説明を致します。皆様方からご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

この図面に書いてありますように、譲受人は近隣のホテルのオーナーということでございます。申請地の左側がお寺、隣に保育園があります。ホテルの前を歩いて登りますと春の迫の方に行く道でございます。

1番 塚田委員

すいません。貸駐車場となっておりますが、これは月極駐車場でしょうか。

議 長

これは、譲受人がホテルへ貸す駐車場になります。

1 番 塚田委員

分かりました。

議 長

ホテルの経営主は、譲受人ではないんですね。譲受人はオーナーということで、貸し駐車場をホテルが借りるということです。面積は約400㎡ということです。

3 番 坂西委員

ここに、始末書の添付とありますが、内容はどのようなことでしょうか。

議 長

もう、20年ぐらい前から耕作はせずに、雑種地のようになって、駐車場に使っていて、許可を受けずに貸してあるようです。

2 番 平田委員

あそこはもう何十年も前から、ホテルの車を止めてあった。従業員の車とかを世話になって止めていた。

議 長

そうですか、私は初めて見に行って、知ったのでもう20年ぐらい前から耕作はしていないそうです。事務局の方からも、県の方へおたずねして、審議の要件につきましては適当であるとしているそうです。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

続きまして、日程第3、議案第80号 農用地利用集積計画の認定について議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、7ページをお開きください。日程第3、議案第80号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。平成30年9月5日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

8ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が5件ございます。

面積は畑5筆4, 824㎡、計4, 824㎡です。明細は9ページをご覧ください。

続きまして、利用権転貸が1件ございます。

面積は畑1筆1, 223㎡。計1, 223㎡です。明細は10ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

1番 塚田委員

利用権設定を受けられる9ページの上段の方は現耕地面積が0㎡ということですが、新しく始められるのですか？

6番 大仁田委員

今の質問ですけど、私の方から説明したいと思います。この方は自衛隊におられて、後継者として後を継ぐと、志岐の担い手の方の息子さんです。お父さんもある程度高齢になられたので、今のうちに技術を継承して、レタス、ハウス等をされるそうです。

事務局

今大仁田委員から説明がありましたが、認定新規就農者として認定されています。

議長

他にございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第80号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4、議案第81号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、11ページをお開きください。日程第4、議案第81号 非農地判断について、非農地通知書交付申請書を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成30年9月5日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回12ページと16ページの農地2件の申請がありました。調査につきましては、平成30年8月22日大仁田委員及び事務局職員で非農地調査を行っております。

1件目ですが位置図及び字図につきましては13ページから14ページに図示しております。場所は、はまゆう療育園前の国道を挟んだ反対側で、地元では八ツ万様と言われる場所の奥になります。調査の結果につきましては、15ページに記載をしております。続きまして2件目ですが位置図及び字図につきましては、17ページから18ページに図示しております。場所は先ほどの近くで宅地の奥になります。調査の結果につきましては19ページに記載しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田委員

今1件目と2件目については、事務局2名と私の3人で同じ日に両方調査しました。当該地については、野菜畑等として利用されていた農地であるが、長年にわたり耕作されていないため、草や木が生い茂り荒廃している。現状から、その土地を農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であるため、非農地として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了しました。以上です。

議 長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

無いようでございますので、調査対象の2件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の2件の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農地改良届けについて
2. 全国農業新聞の推進状況について
3. 豪雨災害義援金について

次回、平成30年第10回総会は、平成30年10月10日（水）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議 長

無いようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、平成30年第9回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時10分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員
